

第19回生駒市情報公開及び個人情報保護運営審議会 会議録

日 時 平成18年10月6日(金)午前10時～午前11時55分

場 所 生駒市役所 401・402会議室

出席者(敬称略)

委 員 下村敏博、風間規男、井上正二、中尾芳己、南条晴世、福中眞美、
眞杉紀久代、山田弘己

実施機関 国保年金課長 内海 学、同課国保係長 寺西智明、健康課長補
佐 岡田 俊幸、同課健康係長 近藤 桂子、同課同係主任 富 麻利
子、情報政策課情報化推進係長 吉本 直樹、同課同係主事 田中 久
美子

事務局 企画財政部長 安井幹雄、文書課長 新谷厚、情報公開室長 堀本
慎一、同室主査 真銅美雪

配付資料 1 レジюме

2 諮問個第20号諮問書類一式

3 議答申個第7号答申書(情報通信基盤の整備に伴い、個人情報
処理する電子計算機とインターネットを結合することについて)

4 健康管理システム「いこまヘルスケア倶楽部」の会員申込画面、
生活情報管理画面及び身体情報管理画面の写し

議 題 1 諮問個第20号 市民を対象にインターネットを用いた健康管
理システム(以下「本システム」という。)を開設することにつ
いて。

2 その他

審議内容

1 諮問個第20号について

〔結論〕

今回の諮問については、以下の意見を付した上で、適当なものと認める。

- ・ 本システムの管理者側領域にアクセスする権限を持つ職員には、それぞれ固有のパスワードとユーザーIDを付与することにより、アクセスした個人を特定できるようにすること。
- ・ 今後も、セキュリティの向上に努めること。

答申については、「案」を会長及び副会長で調整の上、各委員に確認していただく。

〔審議経緯〕

(1) 事務局概要説明

事務局から、下記の内容についての説明があった。

平成14年5月8日付けの議答申個第7号において、インターネットとの結合については、既に本審議会で認められているものの「今後、この情報通信基盤を用いて個人情報を取り扱う新たなネットワークシステムを構築するときは、本審議会に諮問されたい。」という意見が付せられたため、今回、本システムについて諮問すること。

本システムについての概略

本システムの所管は国保年金課であるが、本システムが健康課との共同事業であることから、国保年金課からは本システムの概要について、健康課からは具体的な利用方法とセキュリティについての説明を行うこと。また、本システムのセキュリティ面について、市の情報管理部門である情報政策課の助言を得ていることから、セキュリティに関する専門的な質問については情報政策課が回答すること。

(2) 所管課である国保年金課から、本システムの概要について以下の説明

があった。

本年 6 月、健康保険法の抜本的な改正があり、従来、市町村が実施していた健康基本診査を、平成 20 年 4 月からそれぞれの保険者（健康保険事業の運営主体のこと。国民健康保険（市町村等）、共済組合など）が実施することになった。

昨年 1 2 月に糖尿病や高血圧などの生活習慣病の予防対策事業に力を入れるように国から各保険者に対して指導があった。

以上のことから、本市では、本年 8 月から健康課の協力を得て予防対策事業の一環として、運動指導士、栄養士及び保健士の専門的な指導の下、運動実践教室（期間は 4 箇月。1 グループ当たり 20 人で計 2 グループ）を開催しているが、日中、仕事などでそういった教室等に参加できない方を対象に、いつでも、気軽に健康管理ができるように、今回、インターネットを利用した健康管理システムを構築した。

(3) 健康課から、本システムの利用方法とセキュリティについて以下の説明があった。

本システムを利用する場合、最初に会員登録をしていただくことになる。申込方法は、本市のホームページから本システムを呼び出し、会員登録画面に個人情報を入力する。

入力の必須項目は、氏名、性別、生年月日、住所、メールアドレス及びリマインダ（パスワードを忘れた時に利用するもの）となっており、任意項目は、電話番号及びファックス番号である。

市側の画面では、新規に会員登録申し込みをされた方の一覧表が表示される。会員資格は、生駒市民となっているので、入力情報から住民基本台帳の有無を確認し、確認できた方に対しては、電子メール（以下「メール」という。）でユーザー ID（ネットワークを利用する人を識別するためのもの。以下「ID」という。）、パスワード及びパスワード

ド変更画面のURL（インターネット上の住所）を表示したものを返信する。また、会員登録を保留しなければならない場合は、その理由をメールで返信する。

会員申込みをされた方は、市からのメールに記載されているURLをクリックするとパスワード変更画面が開くので、市が仮に付けたパスワードを利用者が決めた新しいパスワードに変更する。このパスワードの変更により、本システムの利用が可能になる。

仮のパスワードを、利用者が決めた新しいパスワードに変更する理由は、市から利用者へのメール情報が後で漏えいし、第三者がパスワードを知る事があっても、本人によってパスワードは既に変更されているため、本人になりすますことができないためである。

会員は、初めて本システムを利用するときに、基礎データとなるウォーキング時の歩数や睡眠時間などの生活情報や、身長、体重などの身体情報を入力し、2回目からは、個々のデータの更新を行う。

市は入力されたデータを参考にして、運動指導士や栄養士がコメントを入力する。また、歩数の視覚的表示（日本地図上の仮想到達点を示す。）や数値のグラフ化も行う。

本システムで、収集する個人情報については、本システムの目的を達成する上で、必要最小限とし、市が取得した個人情報の管理、利用及び提供については、生駒市個人情報保護条例にのっとり適正に行う。

本システムは、本市の公式ホームページを公開しているサーバ（ネットワーク内でサービス等を提供する側のコンピュータ）に組み込まれるため、データの送受信は暗号化（SSL通信）されるとともに、ホームページのサーバとインターネットとの接続部分には、ファイアウォール（外部侵入防止装置）を設置しており、外部からの不正なアクセス（接続）を防止している。

会員は、IDと本人が決めたパスワードにより自分のデータしか閲覧及び入力できない。また、本システムの管理者側領域には、市のパソコン以外からはアクセスできない設定になっており、管理者パスワードがなければ職員であってもアクセスできない。

なお、管理者パスワードについては、定期的に変更することになっている。

(4) 質疑

次のような質疑があった。

Q セキュリティ対策についてだが、個人情報が入り込んだ場合、追跡調査してパソコンや人物を特定するしくみがあるのか。

A どのサーバにどのパソコンからアクセスされたものか分かるようにログ（記録）の収集を行っている。

Q サーバにクライアントパソコン（サーバ等からサービスの提供を受ける側のパソコン。この場合は職員が使用しているパソコン）からのログが残るといふことか。

A はい。

Q ログの保存期間は。

A サーバ内での保存は半年間だが、半年経過後は手動で外部媒体（DVD等）にコピーして永年保存している。

Q 情報漏えいの約90%は内部からと言われている。例えばメールにデータを添付して外部に送信する、インターネットのブログを利用して送信する、プリンタにデータを出力して持ち出す、USBなどの外部媒体にコピーして持ち出すなどだが、メール、インターネット、プリンタ及び外部媒体は制御されているのか。

A 本システムの管理者側領域にアクセスできるパソコンは、健康課に設置する2台に限定されており、当該パソコンについては、外部媒体は物理的

に利用できないようになっている。

ただ、プリンタには接続されており、データの出力は可能である。

(メールやインターネットについては、本システム自体がインターネットのホームページを利用したものであることや、会員申込みがあったときは、メールにより返信することなどにより、制御していない。)

Q 個人情報を含むファイルが、メールやインターネットを利用して外部に出そうになったとき、警告音がでるような機能はあるのか。

A そのような機能はない。本市の情報セキュリティに関する規則及び情報セキュリティ対策基準(以下「セキュリティポリシー」という。)に基づき管理職や新規採用職員に対して、定期的に研修を行うことにより、人的セキュリティの向上に努めているが、技術的セキュリティについても、今後、検討していきたい。

Q 生駒市が保有しているパソコンの台数は。

A 一般事務用パソコンは、約900台である。

Q その内、個人情報にアクセスできるパソコンは何台あるのか。

A 住民情報系システム(住民記録、国民健康保険、税務などのシステム)にアクセスできるパソコンは145台である。

Q 本システムの管理者のパスワードは、誰が発行するのか。

A 本市のセキュリティポリシーでネットワーク管理者である情報政策課長が発行する。

Q 管理者の権限とは、どういう権限か。

A 管理者のアクセス権限である。そのパスワードでしか、管理者側の領域にはアクセスできないようになっている。

Q 市職員が本システムの管理者側領域にアクセスするときのパスワードは1つということか。

A 本システムを使用できる職員は健康課の運動指導士、栄養士などに限定

されているが、その複数の職員が1つのパスワードを使うことになる。

Q 管理者のパスワードが複数の職員で共通であると、その中の誰がアクセスしたのかを特定できない。情報漏えいの原因は、内部からの場合が多いので、パスワードの他にIDや、指紋などを利用する生体認証、ICカードを利用することにより、アクセスした個人を識別できるような設定にすれば内部漏えいに対する抑止力になるのでは。

A 指紋などの生体認証やICカードなどは、機器の購入やカードの作成など予算措置が必要だが、個人IDの使用については、システムの変更により可能なので、実施する。

Q 本システムの他に健康管理をサポートするような事業はあるのか。

A 糖尿病教室や禁煙教室などの生活習慣病予防教室（以下「健康教室」という。）を実施しているが、主に平日の日中に開催することが多いため、壮年期層など参加できない方に本システムを利用していただきたいと思っている。

Q 予想する利用者数はどのくらいか。

A 他市で、このようなインターネットを利用した健康管理システムを実施しているところはあるが、健康教室への参加等と併せて行っており、本市のようにインターネット単独のものはないため予想は難しいが、本市で実施している健康教室の参加者が年間約200名なので、同程度ではないかと思う。目標は、市民の1パーセントの約1,000名である。

Q 8月から実施している運動実践教室だが、市民に周知されているのか疑問に思う。

A 8月から実施している教室については一般公募ではなく、平成17年度に健康教室を受講者された方の中から、運動の継続が必要な方に対して、直接、市から依頼して参加していただいている。12月以降に実施する教室については、広報やホームページ等に掲載する予定である。

Q 保険会社等の民間の会社が、同じような健康管理をサポートするようなシステムをインターネット上に掲載しているが、行政が本システムを実施することの意義について説明して欲しい。

A 本年6月の健康保険法の改正の基本的な考え方の1つに「生活習慣病対策の推進の構築」があり、さらにそれには3つの柱がある。

1つ目は、生活習慣病の予防の重要性についての理解の推進を図る国民運動を展開する。2つ目は、保険者の役割を明確化して、被保険者、扶養者に対する健康保健指導を義務付ける。3つ目は、健康増進計画の内容を充実して、運動、食生活、喫煙等に関する目標を設定して実施するという内容であり、この3つを5年を一区切りとして実施することになっている。

生駒市の国民健康保険（以下「国保」という。）も、保険者の1つとして生活習慣病対策を推進するため、本システムを構築することになった。

Q 事業の経緯は分かったが、生活習慣病の予防対策事業としての有効性は。

A 従来からある健康教室は、平日の日中に実施することが多いため、参加可能な方は限られており、参加者が定員に満たない場合もある。

また、奈良県が平成14年度に実施した生駒市の生活習慣病アンケートの結果では、運動不足を感じている方の割合が87%と高率になっており、運動習慣を定着させていく必要があるので、本システムにより健康教室に参加できない方にも、自分の健康は自分で守るという意識付けを図りたい。

本システムに会員登録した場合、最初の画面で健康ニュースが見られるようになっていて、その中で各種健康教室のPRや、健康情報の提供も行っていく。

Q 本市の費用負担は、どの程度なのか。

A 本システムの構築に係る費用は300万円程度である。県の国保調整交付金の対象事業であるので、交付金の充当（上限は500万円）があり、差し引いたものが本市の費用負担額になるが、国保の被保険者に対して行

う保健事業が交付対象なので、本システムの会員登録者に占める国保の被保険者の率により経費を按分することになると思う。

Q 職員の人件費も補助金の対象となるのか。

A 対象となるが、人件費についても同様に按分される。

Q 市が入力するコメントの内容はどのようなものになるのか。

A 運動指導士と栄養士がそれぞれの立場でコメントの入力を行う。その人の統計的な背景を見た上で、歩数などの運動量が適正かどうかや休息を入れた方が良いなどといった内容になる。

Q ISO9000(品質マネジメントシステムの国際基準)やISMS(情報セキュリティのマネジメントシステム)の認証や、プライバシーマーク等を取得した業者に委託しているのか。

A 業者の選定に当たっては、取得業者を条件にはしていないが、本市の個人情報保護条例第13条には、個人情報を取り扱う事務の委託を受けた者の従業者等(以下「受託者等」という。)の守秘義務等の規定があり、また、受託者等は第30条及び第31条の罰則規定の対象者になっている。

Q 名前、住所、生年月日及び性別を入力する必要性を詳しく説明して欲しい。

A 先程も申し上げたが、交付金の対象事業であることから、本システムを利用できる会員の資格を生駒市民としているため、住民基本台帳による確認が必要となり、名前、住所、生年月日が必要になる。また、体脂肪率や血圧などの数値の基準値が、年齢や性別によって異なるためである。

〔意見〕

パスワードやIDを共有すると、ログを残していてもマシン名のみの記録になり、誰がシステムにアクセスしたのか個人を特定できない。何かあったときに、どの職員がアクセスしたのか特定できない。

ID及びパスワードによる管理のみではなく、例えば指紋などの生

体認証やＩＣカードなどを併用し、複数の手段で本人確認を行うことを、このシステムに限らず検討していただきたい。

電子メールで外部に個人情報を送信した時に警告するようなシステムや操作ログの解析には、時間も経費もかかるため導入は難しいと思うが、ＩＤ及びパスワードによる操作ログの記録により、何かあったときに追跡調査できるということを示しておくことが情報漏えいの抑止力になる。

当面はＩＤ及びパスワードによる管理を行い、今後、さらにセキュリティを高めていくようにしていただきたい。

インターネット上では、各種のフリーソフトがあり、それらは個人情報を入力しなくても利用できる。それらのフリーソフトと競合し、本システムを市民に利用してもらうためには、セキュリティの向上に努めるとともに、付加価値も高めていく必要があるのでは。

本システムは、行政が市民に対して健康への意識付けを図る手段の１つとして、有効ではないか。

2 その他

事務局から、会議録については「案」が出来次第各委員に送付するので、確認していただきたい旨の依頼があった。